

令和 2 年度 救護施設りんくうみなと 事業報告

社会福祉法人みなと寮

I 総括

1. 当年度事業計画関係

生活保護法及び、当法人の理念と基本方針、当施設の令和 2 年度事業計画に沿い、地域での自立生活を目的とした循環型セーフティネット施設として機能するために、地域生活移行支援や就労支援に取り組みました。

2. 中長期計画

運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みました。(別表参照)

II 事業報告

1. 令和 2 年度の事業目標の達成状況

(1) 入所への取り組み

コロナ禍に於いても、予備面接や見学などを積極的にを行い、地域での生活が困難な利用者の受け入れを進めました。入所相談件数は 132 件ありました。その内、入所へ向けた予備面接を 54 件行い、39 名の入所がありました。

(2) 地域移行

循環型の施設として、利用者の個別状況を踏まえ、可能な限り地域移行を目指し支援を行いました。居宅移行やグループホームへの移行を含め 20 名の退所者が地域移行されています。

(3) 個別支援

個別支援に関する勉強会を毎月開催する計画をしていましたが、コロナ禍の影響もあり 3 回の開催に留まりました。引き続き、知識向上に努め、利用者の自己実現が出来るよう取り組みを行います。

(4) 公益的な取り組み

生活困窮者支援、総合福祉相談に関して、関係機関との連携を深め、情報交換を密に行っていました。また、泉南市福祉施設連絡会の一員としても取り組みに協力

を行っています。

(5) 人材育成

計画通り、毎月様々な内容の研修会を行いました。コロナ禍の影響により外部講師の招聘は出来ませんでした。しかし、リモート機能を活用した研修の開催等、新たな取り組みを始めるきっかけとなった 1 年でした。引き続き、座学のみならず実際に経験・実践が出来るような研修を取り入れ資質向上に努めます。

2. 地域移行の推進

(1) 保護施設通所事業

居宅訓練事業終了後、2 名の利用者が通所事業を活用し地域移行されました。

通所事業では、施設内作業訓練の継続的な参加で日課のリズムを整え、障がい者手帳の取得や作業所への就労参加が出来るまで支援を続けました。また、コロナ禍の状況で施設への来所が出来ない時期には訪問や電話連絡での支援を続けていました。

近隣自治体には入所時や居宅訓練開始時などに事業の説明を引き続き行い、協力体制構築に努めています。

(2) 居宅生活訓練事業

令和元年度から引き続き参加していた 3 名の方が地域移行されました。その後、1 名の方訓練を開始しています。コロナ禍の影響により、一時訓練を中断する時期もありましたが、以前に引き続き、好評である栄養士や調理員による調理実習の指導により、実際の生活で活用できる支援メニューを提供しスムーズに居宅移行が行えるように支援を行います。

(3) 地域生活への移行

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させたいうえで

様々な機関との連携により地域移行を図りました。

グループホームや障がい者施設への移行が6名、高齢者施設への移行が4名となっています。

3. 個別支援

(1) 個別支援計画

利用者の意向を尊重し、可能な限り自立に向けた支援を行うために、利用者の希望・要望と置かれている状況を正しくアセスメント出来るように取り組みました。

毎月の振り返りを記録に残すことで、計画の達成状況を把握し、PDC Aサイクルを意識して取り組みを行いました。

4. 日常生活自立支援

(1) 日常的な支援

利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って過剰なサービスは控え、残存機能の低下とならないよう配慮を行い実施しました。

(2) 苦情解決

施設内に意見箱を設置し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしています。意見箱には献立の希望などが投函されていることも多く、利用者からの意見集約の一役を担っています。

苦情解決の方法としては担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービスが提供出来るように利用者懇談会や日々の会話で利用者との関係構築に努めています。年間の苦情報告件数は3件でした。

(3) 業務の効率化

・支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図っています。

また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、再発を予防し今後の利用者の支援に活かしています。

・業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法に於いてサービス改善検討会議や食事サービス会議等で検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行いました。

5. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域移行後も地域社会の一員として充実した社会生活が送れるよう、コミュニケーション力の向上と社会参加を目指した支援を積極的に取り組みました。

(1) レクリエーション・クラブ活動

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備していましたが、コロナ禍の影響により中止や延期となった行事も多くありました。そのような状況であっても、精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて感染対策には十分に配慮を行い安全に楽しく実施しました。

※レクリエーション実施状況

施設外活動

コロナ禍により全て中止

施設内活動

9月 敬老祝賀会・りんくう祭

10月 将棋大会

11月 オセロ大会

1月 新年祝賀会・ゲーム大会・書き初め大会

2月 節分(豆まき)

※毎月実施 利用者懇談会

保健衛生懇談会

栄養懇談会

その他、施設内レクリエーションとして、たこ焼き・アイスクリーム・フランクフルト・回転焼き等をティータimeにて提供を実施。

※クラブ活動

図工クラブ 計17回 188名

歌謡クラブ 計52回 1295名

園芸クラブ 計46回 92名

書道クラブ 計16回 116名

運動クラブ 計 39 回 480 名

※人数は延べ人数

(2) 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄な方が多く、利用者や実施機関と連携をとり、必要に応じ調整を行いました。

交流に関しては、コロナ禍の影響により緊急事態宣言発令時には面会を中止してもらうなど協力をお願いし、代わりに電話での連絡を密に行う等の対応を行いました。

6. 就労自立支援

(1) 施設内作業訓練

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練を段階的に自立へ向けた支援の一つとして実施していきます。

※施設内作業参加状況

就労準備（簡易作業） 98 名

中間的就労（清掃・喫茶） 40 名

- ・人数は月平均参加人数
- ・就労準備と中間的就労の重複あり

※外部就労状況

- ・6名の利用者が外部就労
(内、4名が就労自立にて退所。1名が継続中)

(2) 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度を活用し、効果的な広域の就労支援を行いました。

12. 危機管理

(1) リスクマネジメント

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY活動によるリスク要因の収集に努めました。今年度、リスクレベルの見直しを行い、事故検証の方法を見直しました。

事故分析などによる迅速な改善策の実行や再発防止

策に繋げ、業務マニュアルの見直しなど改善に役立てていきます。

事故・ヒヤリハット報告件数 139 件

(2) 防災対策

出火防止、災害防止のため毎月 1 回防災設備点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めました。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行い、非常食の提供訓練を行いました。

防災訓練に関してはコロナ禍の影響により計画通りに訓練を実施出来ませんでした。様々な状況（火事・地震・夜間・津波等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施し、新たに感染対策にも配慮した上で避難誘導を行う必要があると認識出来ました。

(3) 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めています。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めました。

今年度は、コロナ禍の影響により不審者の侵入想定防犯訓練（模擬訓練）を実施する事が出来ませんでした。

13. 健康維持管理

(1) 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気や気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意しました。

また、嗜好調査を定期的（年 4 回）に実施し常に利用者の意見を取り入れ、複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出しました。

今年度、「大阪版食の安全安心認証制度」取得を取得しました。引き続き安全で楽しく豊かな食事の提供に努めていきます。

(2) 保健・医療サービス

今年度、健康診断に関しては、1 回の実施に留まりましたが、その代わりに日々の体調面の把握には十分に

留意し、疾病の早期発見に努め早期治療を図り、嘱託医による健康相談の実施を通じて、利用者の心身の健康管理の支援も行いました。

また、毎月の保健衛生懇談会で利用者に対してコロナ感染症の情報(手洗い・消毒の励行など)の提供を行うなど保健衛生教育も実施しました。

個々の利用者に対しては服薬の事故管理が段階的にも行えるように支援を行いました。

(3) 感染症対策

集団生活の特性を正しく理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基本に消毒の徹底を行い、感染症予防に努めました。

・新型コロナウイルス対策

定期的に感染症対策会議を開催し、業務継続計画、マニュアル、ゾーニング図等の作成を行い、日々の感染状況の把握は予防に対する取り組みを強化しました。

また、年間通してそれぞれのフェーズに応じた感染症対策を実施し、感染予防に努めました。利用者に対しては手洗い・うがい・消毒の周知を行い、マスク着用の対策を強化しました。

14. コンプライアンス

(1) 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針(プライバシーポリシー)」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底しました。

(2) 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものと捉え、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めました。今年度、障がい者虐待防止の手引きが改訂された為、今までも定例で行っている虐待防止委員会を毎月行うことを必須とし、今後は研修にも力を入れてい

く必要があると認識しています。

(3) プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面ではカーテンの修理やパーティション使用での配慮、職員の知識の向上等に積極的に取り組みました。

(4) 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるように配慮を行いました。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」の活用を行い、今年度は4名の利用者が後見制度を利用していました。また、1名が後見制度利用に向け手続を行っています。

15. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信しました。

16. 地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い施設の運営で培ったノウハウを活かし、地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて、地域へ貢献できるよう活動を行っています。

【重点項目】

地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、施設の存在意義を高める。

(1) 総合福祉相談窓口

総合福祉相談窓口を設置することにより活性化を図り、地域社協、近隣自治会、福祉委員等と連携し、生活困窮者や地域住民及びその家族からの困りごとや福祉

に関する問い合わせや相談に対応しました。

相談窓口連絡先：072-482-8012

(2) 一時生活支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

空床利用の一時生活支援(シェルター事業)に関して利用相談はあったものの、コロナ禍の影響から感染対策を強化した経過から受け入れ件数は0件でした。

(3) 体験入所

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図っています。

今年度はコロナ禍の影響により体験入所の実施は0件でした。

(4) 認定就労訓練事業

自立相談支援機関と連携し直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施しています。対象者の状態や就労訓練事業における就労形態(雇用型、非雇用型)に応じた施設内作業を分割して行ないます。

・ 訓練内容

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、
配膳補助、農園作業など

17. 施設機能の開放

(1) 実習生の受け入れ

介護体験の受け入れを予定していましたが、コロナ禍の影響により学校との調整により今年度は受け入れが中止となりました。

(2) ボランティアの受け入れ

例年、りんくう祭やクリスマスの時期にボランティアの受け入れを行ってインしたが、コロナ禍の影響により今年度の受け入れは中止としました。

(3) 退所者の生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般

にわたる相談にも柔軟に対応した支援体制を整えています。

(4) 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民(会社)等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に協力しました。施設で実施される研修会に関して、地域関係者の参加は見送りを行いました。

(5) 学校教育への取り組み

生活保護法(公的扶助)の施設として、看護学校の講師を行いました。例年であれば、施設見学も同時に行っていましたが、コロナ禍の影響からリモート授業への講師派遣という形で対応しました。

18. 外部評価への取り組み

(1) 第三者評価及び自己点検

第三者評価の受審を目指し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めています。コロナ禍や評価機関の課題から評価期限は切れていますが、自己評価を行っています。

(2) 外部監査

会計監査法人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保しています。

(3) 内部監査

コロナ禍の影響により内部監査は実施出来ませんでした。

19. 職員に関すること

(1) 人材育成

対象者の社会福祉ニーズに応えられる実践力の高い職員の育成をねらいとして、法人、施設・事業所で研修を行いました。自己研鑽は専門職の責務です。業務に関係のある資格の取得に向けた職員の自主的な取り組みを奨励し、法人および施設はその必要を理解し、可能な範囲で配慮を行いました。

意向調査や職員面接等の機会を活用して、職員の希望を把握し人材の定着をさらに進めるとともに、職員自身が目標を持ってキャリアを積み上げていけるよう

支援しています。

(2) 研修

職員の実践力を向上させ、施設・事業所利用者の権利を守って、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えること、その結果として法人および施設・事業所の存在価値を高める目的で各種研修を実施しています。

1) プリセプター制度

プリセプター制度とは、先輩職員(プリセプター)が一定の期間、一人の新人職員(プリセプティ)に対して、マンツーマンで実践を指導する方法です。当施設では中途採用の2名に制度を利用して実践指導を行いました。

2) 階層別研修

施設内の研修は毎月行うことが出来ました。しかし、当初の計画では外部講師を招聘する予定でしたが、コロナ禍の影響により叶いませんでした。その他、法人(研修企画部)主催の研修は基礎研修や事例報告会等に参加しました。

外部研修についてもほとんどの研修会が中止や延期となっており、今年度は研修に参加する機会が激減した状況です。中でも、リモート機能活用やオンデマンド配信による研修の開催もあったことから出来る範囲で研修に参加を行いました。

今後もリモート機能を活用した研修が増えてくると思われ、様々な状況でも自己研鑽に努められるように取り組みがハード面を含めた環境整備を行っていきます。

※研修実施状況

施設内研修

- 4月 「事業計画」
- 5月 「個別支援計画」
- 6月 「食中毒予防」
「消防設備」
- 7月 「生活保護費」
- 8月 「利用者対応」
- 9月 「移乗・車イスの使い方」
「入浴・更衣介助」
- 10月 「コンプライアンス」

- 11月 「感染症」
「普通救命講習」
- 12月 「リスクマネジメント」
「清拭・排泄介助」
- 1月 「他法との関連」
- 2月 「苦情受付」
- 3月 「地域公益活動」

法人研修会

- 4月 「新任職員研修会」
- 11月 「職員研修会『基礎研修』」
- 2月 「事例報告会」
- 外部研修(WE D研修・オンデマンド配信含め)
- 10月 「社会福祉施設等における感染症対策」
- 12月 「新型コロナウイルス感染症オンラインセミナー」
「新型コロナウイルス感染症集団感染ケーススタディ」
「DWA Tステップアップ研修」
「新型コロナウイルス集団感染対応報告」
- 2月 「障がい者虐待防止リーダー研修」
- 3月 「新型コロナウイルス対応オンライン研修会」

(3) 諸会議

【施設内の会議】

1) 職員会議(月1回)

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議として行いました。

会議のテーマは次の5つを中心としました。

- ①事業計画(行事)の検討・見直し・改善
- ②施設運営(サービス全体について)
- ③各部署からの報告(保健・栄養・各種委員会等)
- ④施設長の考え、方向性の確認
- ⑤その他、緊急課題(新型コロナ対策)

2) 主担会議(月1回)

各部署の主担・副担を中心として集まり、施設運営の方向性の検討や、各部署間の連携を強化します。

3) サービス改善検討会議(月1回)

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場

- 運営やその他の課題に対しても協議を行いました。
- 4) 虐待防止委員会 (月 1 回、随時)
- 人権意識の向上や虐待研修。虐待チェックリストの実施を行いました。虐待の発生は無く、対策検討はありませんでしたが、発生した場合の準備を行っています。
- 5) リスクマネジメント委員会 (月 1 回、随時)
- ヒヤリハットや事故報告等の分析と対応を行いました。今年度途中で事故レベルの見直しを実施しました。また、リスクマネジメントに関する研修を行いました。
- 6) 苦情解決委員会 (月 1 回、随時)
- 苦情解決や利用者の意見に対す検討を行いました。必要に応じて、各種委員会に振分け苦情 (意見) 対応に当たりました。
- 7) 防災会議 (月 1 回)
- 利用者の生活の安全確保のために、防災・災害対策の認識と問題点の解決について検討協議を行いました。
- 8) 食事サービス会議 (毎月 1 回)
- 食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行いより良い食事サービスを考えていきました。
- 9) 調理勉強会 (随時)
- 調理員全体の技術向上のため課題を設定し、調理技術やスキルアップ向上を図りました。
- 10) 作業担当者会議 (月 1 回、随時)
- 作業訓練に関する意見交換。利用者の還付金支給のランクに関わる等の調整を行い、作業訓練の充実を図りました。
- 11) 居宅通所担当者会議 (月 1 回)
- 居宅訓練、通所事業に関する意見交換。利用者の選定等の調整を行い、事業の充実を図りました。
- 12) 感染症対策委員会 (随時)
- 新型コロナウイルス感染症の流行に合わせ、随時委員会 (会議) を開催し、流行状況の把握や感染対策の周知、マニュアルの策定やゾーニング図の作成を行いました。
- 13) 医療連携会議 (随時)
- 医療サービスに関する意見交換を行い、より良い支

- 援が行えるように調整を行いました。
- 14) 個別支援策定会議 (随時)
- 利用者の意向をアセスメント及びモニタリングにて整理し、個別支援計画策定会議 (カンファレンス) を開催できるように調整を行いました。
- 15) マニュアル検討委員会 (随時)
- 法人マニュアルに沿った形での施設でのマニュアルの更新や管理を行いました。
- 16) 第三者評価対策委員会 (随時)
- コロナ禍の影響及び、第三者評価の受審目途が立たないことから開催はありませんでした。代替えとして、自己評価等については主担会議等で共有を行いました。
- 17) ミーティング (毎日)
- 始業時に全体ミーティングを実施。日常に起こるサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図りました。今年度途中から、意見箱の投函状況を報告することとで利用者の声を即座に対応できるよう変更を行いました。
- 【法人・事業部が主催する会議・委員会】**
- 18) 法人内施設連絡会議
- 法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討するため出席しました。
- 19) 部長会議
- 法人本部、生活福祉事業部、介護保険事業部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行われる会議に出席しました。
- 20) 生活福祉事業部会議 (毎月 1 回)
- 事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため出席しました。
- 21) B C P 策定委員会
- 今年度の開始はありませんでした。
- 22) 研修企画部会議
- 法人内の研修の効率化及び職員育成に向けて、検討を行い職員の資質向上を円滑に遂行していくために行われる会議に参画しました。

23) 研修委員会

法人内で行う研修の企画と運営を行い、職員各々の研修の計画と記録の取りまとめを行うため参画しました。

24) 法人内主任会議

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため参画しました。なお、種別会議では、法人内の救護施設等における業務の標準化を行うために検討を行い、この会議にも同様に参画しました。

25) 法人内栄養士会議

今年度の開催はありませんでした。

(4) 福利厚生

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めています。

- ・有給休暇の取得率向上
- ・共済会事業等の活用

20. 中長期計画

社会情勢や利用者ニーズの変化を踏まえ、法人で中長期計画を定めて事業を進めます（計画表参照）。また、現場からこの見直しに必要な情報をフィードバックしています。

令和2年度 りんくうみなと 利用状況

1. 入退所状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
繰越 人員	男性	97	94	93	92	91	96	94	95	95	98	98	98	1,141
	女性	56	56	55	55	55	55	50	50	47	46	49	49	623
入所 者数	男性	0	1	2	2	6	1	7	2	4	1	1	3	30
	女性	0	0	2	1	1	0	1	0	0	3	1	0	9
退所 者数	男性	3	2	3	3	1	3	6	2	0	1	1	2	27
	女性	0	1	2	1	1	5	1	3	1	0	1	1	17
延 人員	男性	2,854	2,895	2,783	2,822	2,913	2,824	2,864	2,847	2,984	3,038	2,744	3,052	34,620
	女性	1,680	1,717	1,685	1,718	1,707	1,558	1,535	1,443	1,457	1,444	1,364	1,507	18,815

2. 入所理由別状況

		疾病(精神)	疾病(一般)	生活困窮	失 業	住居喪失	その他	計
人員	男性	42	12	21	1	12	11	99
	女性	27	5	6	0	3	7	48

3. 退所理由別状況

		入院 (精神)	入院 (一般)	転寮 (老人)	転寮 (その他)	住居 安定	就職	希望 退所	無断 退所	死亡 (寮内)	死亡 (入院)	帰郷 帰宅	その 他	計
人員	男性	5	3	1	7	4	1	3	2	0	2	0	0	28
	女性	0	2	3	1	6	0	4	0	0	1	0	0	17

令和2年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業報告

社会福祉法人みなと寮

1. はじめに

救護施設りんくうみなとは、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施しました。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に引き、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつながることを。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努めました。

3. 経済的援助

今年度の援助件数は0件でした。

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する体制を整えています。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加を予定していましたが、コロナ禍の影響により今年度の参加は出来ませんでした。

令和2年度 生活困窮者就労訓練事業 事業報告
 (生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施しました。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者としてしました。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行いました。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施しました。

- 1) 就労支援プログラムを策定する。
- 2) 対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- 3) 自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- 4) 以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行いました。

- 1) 訓練内容 館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換
配膳補助、農園作業など
- 2) 定員 6名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施しました。

1) 雇用型

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施出来るようシステムを用意していましたが、今年度は対象者がいませんでした。

2) 非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援用意しました。1名の方が就労訓練に参加しました。